

令和6年度那須地域定住自立圏連携事業合同移住セミナー等業務委託仕様書

令和6年度那須地域定住自立圏連携事業合同移住セミナー等業務委託仕様書（以下「本書」という。）は、那須塩原市（以下「甲」という。）が発注する那須地域定住自立圏連携事業合同移住セミナー等業務について、業務を受託する者（以下「乙」という。）が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

1 業務名

令和6年度那須地域定住自立圏連携事業合同移住セミナー等業務委託

2 目的

本業務は、那須塩原市、大田原市、那須町及び那珂川町（以下「那須地域」という。）で構成される那須地域定住自立圏の連携事業のひとつである移住・サポート事業の一環として、移住した若者の暮らしぶりや那須地域の持つ地域資源（人・もの・自然環境）などを紹介する移住オンラインセミナー（以下「セミナー」という。）を開催するとともに、那須地域での暮らしの魅力等を発信するプロモーションを行うことで、東京圏からの移住者、定住者を増やすことを目的とする。

3 履行場所

那須塩原市内他

4 履行期間

契約締結の翌日から令和7(2025)年3月25日（火）まで

5 業務概要

(1) セミナーについて

次のターゲットに対し、那須地域を移住候補地として魅力的にアピールし、移住への意欲を高めるためのオンラインによる講習会を行う。

ア ターゲット

東京圏在住の20歳代から40歳代の者をターゲットとする。1回以上は20歳代から40歳代の女性をターゲットとする。ただし、それ以外の者の参加を拒むものではない。

イ 開催回数

2回以上

ウ 開催日時

令和6年12月21日から令和7年3月10日まで（令和6年12月28日から令和7年1月3日までを除く）に実施するものとし、ターゲットが最も参加しやすい日時とする。

エ 開催方法

Zoomウェビナー、YouTube Live等によるオンライン開催とする。

オ 求める成果

セミナー1回あたりの参加者は40名以上とする。

カ 主催等

甲を主催者とする。

(2) プロモーションについて

ア ターゲット

東京圏在住の20歳代から40歳代の者をターゲットとする。

イ ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

（ア）那須地域への移住に関心を持ち、セミナーに参加する

（イ）4市町の移住相談窓口に問合せをする

（ウ）4市町が運営するSNSをフォローする

ウ 手法

本業務の目的達成のために効果的である手法を複数提案すること（屋外広告、インターネット広告等）。

エ 情報発信コンテンツ(広告クリエイティブ)の作成
選択した手法に応じたコンテンツを作成すること。

(3) 権利等

本業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。また、必要に応じ、事前に肖像権、著作権等について文書により承諾を得ること。

(4) プロモーション期間

プロモーションの手法やセミナーの開催時期等を勘案した最も効果的と思われる期間を、乙が提案し、甲と協議の上、決定する。

(5) その他

ア 情報発信コンテンツは、甲による内容の確認及び修正の指示を受けること。情報発信コンテンツは、甲の校正を経て完成するものとする。校正期間は編集終了後概ね1週間以内とし、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けるものとする。これによることが難しい場合は甲乙別途協議の上、決定するものとする。なお、大田原市、那須町及び那珂川町への確認等の調整は甲が行う。

イ 那須塩原市、大田原市、那須町及び那珂川町がそれぞれ行っているブランディング事業等との整合性を図ること。

6 委託業務の内容

乙は、上記5のセミナーの実施及びプロモーションに係る次の業務を行う。

(1) セミナー

ア セミナーの企画

(ア) 「2目的」の達成をするために効果的なセミナ一日時を提案すること。なお、開催日時は甲と協議の上、決定する。

(イ) 那須地域のセールスポイントや那須地域への移住により実現できること、移住検討者のニーズ等を踏まえ、各回のセミナーのテーマを提案すること。なお、テーマは甲と協議の上、決定する。

(ウ) 各回のテーマに応じたターゲットに訴求できるタイトルを提案すること。なお、タイトルは甲と協議の上、決定する。

イ プログラム構成

(ア) セミナー参加者が那須地域に興味を持ち、実際に足を運ぶことを促進する要素を取り入れた上で、各セミナーの基礎となるプログラム構成について提案すること。なお、プログラム構成は甲と協議の上、決定する。

(イ) 各セミナーにつき、那須地域の魅力を参加者に効果的にアピールするため、先輩移住者や有識者等のゲストが登壇するプログラムを必ず設けること。

(ウ) ゲストが登壇するプログラムにおいては、ゲストの調整や撮影場所の確保及び手配を行うとともに、使用料等が発生する場合は委託料の中から支出すること。

(エ) セミナー中に参加者が登壇者へ質問することができる、相互交流のプログラムを設けること。なお、より多くの参加者からの質問を引き出すことのできる方法を提案すること。

ウ ゲスト等の手配等

(ア) ゲスト

- 各セミナーにつき1名以上登壇させること。なお、ゲストは甲と協議の上、決定する。
- ゲストの選定にあたっては、移住先として那須地域の魅力をアピールできる人物やセミナー参加者の移住に関する不安を解消できるエピソードを持っている人物（移住にあたり転職や企業、テレワーク等を行っている先輩移住者等）について、各市町のバランスも考慮した上で選定する。

(イ) ファシリテーター

- 各セミナーにつきセミナーの進行等を行うファシリテーターを1名登壇させること。なお、ファシリテーターは甲と協議の上、決定する。

(ウ) その他

- ゲスト及びファシリテーターの決定後は、甲と調整の上、ゲスト及びファシリテーターに対し、登壇の依頼や事務連絡等を行い、開催に向けた調整を行うこと。
- ゲスト及びファシリテーターに対して謝礼金等を支払う場合は、委託料の中から支出すること。

エ セミナーの配信

(ア) 配信方法等

- セミナー参加者がアクセスしやすく、安定的に視聴できる配信媒体を提案すること。
- 配信に使用するオンラインツールは、参加者がログイン ID を新たに取得するなどの手間をかけずに、スマートフォン、タブレット、パソコン等のデバイスから容易に利用できるツールを選定し、乙がツールの操作を行うこと。
- 配信に必要なアカウント等については、甲が別途指示する場合を除き、乙が準備すること。

(イ) 配信会場等

- 各登壇者（ゲスト、ファシリテーター等）が配信を行う会場の確保、手配を行うこと。ゲストの配信会場については、ゲストの意向を十分踏まえた上で設定し、ゲストに過度の負担をかけないよう配慮すること。なお、使用料等が発生する場合は、委託料の中から支出すること。
- 各信会場からの映像配信時に必要な各種機材等の確保、設定、配信等を行うこと。なお、ゲストに機材等の確保を依頼する場合は、ゲストに過度な負担をかけないよう配慮すること。
- 各配信会場からの映像配信時にビデオカメラを使用するなど、映像の乱れや遅延がないよう、映像や音声等の視聴環境を確保するための対策を講じること。

オ セミナーの告知・広報、集客

(ア) 告知・広報

- オウンドメディアや外部メディア等を活用し、セミナーのターゲットに向けた効果的、効率的な告知・広報の手法を提案すること。
- 告知・広報の内容については、乙が提案し、甲と協議の上、決定する。
- 告知・広報について、再委託も可能とするが、再委託を行う場合は、予め甲の承認を得ること。
- オウンドメディアや外部メディア等を活用した告知・広報による集客に当たっては、当該施策によるセミナー参加者数の目標値について、乙が提案し、甲と協議の上、決定する。

カ チラシの作成

各セミナーについて、ターゲットに対し効果的に訴求する案内チラシの電子データを作成すること。

キ セミナーの運営

(ア) セミナーの参加申込受付について、次に掲げるツールを運用すること。

乙が作成したセミナー告知・広報用ホームページに設置する参加申し込みフォームからの申込者に対し、乙がセミナーの視聴 URL を送付する。

(イ) リハーサル、接続テストの実施各セミナーにつき、1回以上、各配信会場において各登壇者参加のもと、リハーサル、接続テストをセミナー実施の2日前までに行うこと。

(ウ) セミナー当日の運営

- セミナー当日の運営体制図のほか、セミナー当日における乙の各担当者の役割分担、各配信会場での対応、配信トラブル対策の方法等について取りまとめ、セミナー実施の2週間前までに甲に提出し、承認を得ること。
- セミナー当日に配信トラブルが発生しないよう万全の準備を行うとともに、必要に応じて各配信会場に乙のスタッフを配置するなど、乙の責任においてトラブル発生時の対応が可能な体制を整備すること。甲は、各配信会場に人員を配置しない。

(エ) アンケートの実施及び取りまとめ

- ・ オンラインアンケートツールを使用し、参加者からアンケートを収集すること。なお、アカウントは甲が指定したものを使用すること。
- ・ アンケート回収率を高めるための施策について提案し、甲と協議の上、実施すること。なお、インセンティブ等に係る費用については委託料の中から支出すること。
- ・ アンケートフォームの内容については、業務委託契約締結後に甲から乙に通知する。
- ・ アンケート回収率の目標値について、乙が提案し、甲と協議の上、決定する。

ク 参加者数の報告及びレポートの作成

- (ア) 各セミナー開催後、翌日の午後1時00分までに参加者数の速報値を集計し、電子メールにて甲に報告すること。
- (イ) 開催結果概要のほか、参加者アンケートの結果や課題等をまとめたレポートを作成し、各セミナー開催日から10日後までに納品すること。また、必要に応じてレポート等に係る報告会を実施すること。

ケ 成果報告書の作成及び提出

令和6(2024)年度業務完了後速やかに、全セミナーの実施結果概要、参加者の属性分析、アンケートの結果分析、課題、分析結果を生かした次年度以降のセミナー案等について記載した成果報告書を作成し、甲に提出すること。また、必要に応じて報告会を実施すること。

(2) プロモーション

ア 目標値(KPI)の設定

- (ア) 5-(2)-イで設定した行動変容を促すという課題に対して、事業の最適化を行う目的にふさわしいKPIを設定すること。なお、その数値を計測するための計測ツールの設定なども行うこと。
- (イ) その他本事業の目的を達成する上で必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を広告運用計画に記載すること。設定した目標値を達成した場合でも事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

イ 受託者による広告運用計画の作成

次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに提出し、説明の上、承認を得ること。

ウ 広告運用計画に盛り込むべき事項

(ア) 事業期間を通じた広告の運用方針

- ・広告手法（デジタル広告、アナログ広告等）
- ・提出プラットフォーム掲出（Google、Instagram等）
- ・各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
- ・各広告の経緯配分のバランス方針
- ・各広告の具体的な運用方法
- ・運用スケジュール

(イ) 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述6-(2)-エ参照）

(ウ) 広告効果の検証及び運用の見直し方法

(エ) 目標設定（前述6-(2)-ア参照）

(オ) その他必要な事項

エ 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成

5-(2)-アで設定したターゲットに行動変容を促す効果的な情報発信コンテンツを複数種類制作すること。

オ 広告の展開

広告は、ターゲット層へ効果的な手法を複数選択して展開すること。デジタル広告だけではなく、アナログ広告等も組み合わせること。その手法や組み合わせについては提案すること。

カ 運用管理、効果測定

(ア) 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、最低1ヶ月に1回は甲に報告すること。

(イ) 報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解

しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

(ウ) 広告配信の完了後、次の内容を含んだ報告書を提出すること。

- 本事業にかかる効果検証分析レポート
- 本事業の分析結果を活かした次年度以降のプロモーション案

7 実施体制

- (1) 乙は、本業務を円滑に遂行するため、業務主任者を2人以上定め、実施体制を明示すること。
- (2) 業務主任者は、甲、乙及び各登壇者等と十分な意思疎通を図ることができる者とし、甲と緊密な連携、調整を図ること。

8 委託料の支払等

- (1) 委託料は、4,455,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。
- (2) 事業完了後、各セミナー及びプロモーションごとに経費のわかる資料を提出すること。複数事業に係る経費については、按分し計上するものとする。
- (3) 委託料の支払は、事業完了検査後の精算払とする。

9 成果物

- (1) 乙は、甲が指定した日までに次に掲げる成果物を納品することとする。

ア アーカイブ動画

開催した各セミナーの内容を一定期間Youtube等の動画配信サイト等で公開できるよう、セミナーの内容を録画するとともに、必要に応じて再編集を行い、アーカイブ動画のデータを制作し納品すること。アーカイブ動画のデータの納品期限は、各セミナーの開催日から7日後とする。

イ プロモーション動画

動画配信サイト等で公開できるよう、プロモーション動画のデータを納品すること。

ウ セミナー動画及びプロモーション動画を作成するために使用した素材データ一式

エ 6-(1)-ク、6-(1)-ケ及び6-(2)-カで定めたレポート並びに報告書

- (2) アーカイブ動画及びプロモーション動画の仕様

ア アスペクト比 16:9

イ 解像度 Full HD (1920×1080ピクセル) 以上

ウ ファイル形式 MP4等甲が使用するうえで支障がないものとする。ファイル形式について甲乙協議のうえ決定する。

10 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。

(2) 本事業の実施に際して、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

(3) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 事業の実施に当たり、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、甲と乙が協議の上解決を図るものとする。

(5) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他に再委託することはできない。第三者と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載し、事前に甲の承諾を得ること。

(6) 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、甲に帰属するものとする。なお、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。

(7) 本業務の実施による著作物は、著作権及び肖像権等を侵害しない等の処理を済ませた上で納品すること。